



弁護士費用について

※料金表に記載のないものは(旧)弁護士報酬規程を参考に協議して決めます。

※協議により、0.5～2倍の間で増減をすることがあります。

※以下の表は、令和3年12月10日時点です。随時改訂することがあります。

相談料

30分	5,500円
営業時間外のご相談	通常料金(30分 5,500円)に5,500円を加算

基本型(経済的利益)

着手金・報酬金方式の場合 (訴訟)

訴訟	着手金	報酬
500万円	330,000円～	経済的利益の20%－着手金(消費税別途)
500万円～1,000万円	550,000円～	ただし、220,000円+税が最低金額
1,000万以上	事案に応じて別途お見積り	

(訴訟外)

	着手金	報酬
～500万円	220,000円～	経済的利益の10%(消費税別途)
500万円～1,000万円	330,000円～	ただし、110,000円+税が最低金額
1,000万～	事案に応じて別途お見積り	

注1) いずれの場合にも諸経費(郵便代、通信費用、コピー代、必要書類取得費用その他諸々の費用。)として、予め2万2000円～をいただきます。予め2万2000円を超えることが明らかな場合には、増額をお願いすることがあります。

注2) 業務を特別に急がなければならない事情がある場合(受任時に書面提出期限まで日がないなど。)には、特急料金として協議により着手金の増額をお願いする場合があります。

タイムチャージ方式の場合

1時間	33,000円
-----	---------

注1) タイムチャージ方式は、事件処理に要した時間×単価で費用を積算する方式です。

● 債務整理費用

	着手金	報酬
過払金返還請求	無料	報酬15%+税 ※報酬金は、取り戻した金額の15%(税別)です。裁判を提起した場合には、別途、弁護士費用がかかります。なお、残債務がある場合は、任意整理として受任することになります。)

任意整理	55,000円～	1社につき
+消費者金融	55,000円～	債務整理のプランニングが必要な場合は、プランニングは別料金となります。
+銀行等金融機関	110,000円～	
破産		
+個人の方	220,000円	110,000円 少額管財の場合を含む
+法人の代表者、事業主の方	330,000円～	110,000円～ 管財事件が見込まれるものを含む。
法人の破産	440,000円～ ただし、会社規模、経営状況、債務状況等によって異なりますので、ご相談をお受けしてからお見積りをお出しします。	
個人民事再生		
+住宅資金特別条項を利用しない場合	440,000円～	
+住宅資金特別条項を利用した場合	550,000円～	

● 相続 遺産分割

	着手金	報酬
500万円以下	330,000円～	経済的利益の20%－着手金（消費税別） ただし、220,000円が最低額
500万円～1,000万円	550,000円～	
1,000万円以上	事案に応じて別途お見積りします。	

● 公正証書遺言

公正証書遺言	定型的なもの	110,000円～
	財産が多く複雑なもの	220,000円～
	夫婦同時のように、ほぼ同一文面で複数人の遺言をする場合	2人目からは上記金額の2分の1を加算

注) 弁護士が公正証書作成に立ち会い、証人となるサービス+作成された公正証書遺言を当事務所が保管するサービスを含みます。

● 相続放棄

1.被相続人の死亡から3か月以内に相続放棄を行う場合

1人目	110,000円
2人目～	1人あたり1人目の2分の1を加算

2.被相続人の死亡後3か月以後に債務が発覚するなどして相続放棄を行う事例

1人目	220,000円～
2人目～	1人あたり1人目の2分の1を加算

● 戸籍調査

調査手数料 *戸籍調査単独でのご依頼は受けられません。	55,000円～
戸籍取得手数料 1通	2,200円(実費込み)

● 成年後見

申立て	330,000円～	なし
-----	-----------	----

注) 別途、医師による鑑定費用がかかる場合があります。

● 任意後見

公正証書作成	定型的なもの	220,000円～
	非定型的なもの	330,000円～
	任意後見人に就任する場合の報酬	月額 33,000円～

● 財産管理契約

公正証書作成	財産管理人に就任する場合	220,000円～
	財産管理人に就任しない場合	330,000円～
契約中の報酬	日常生活の基本的事務	月額 11,000円～
	賃貸不動産の管理など日常生活を超える財産管理がある場合	月額 33,000円～
	訴訟など特別な業務がある場合	別途協議して決めます。

● 離婚

	着手金	報酬
基本型	440,000円～	440,000円～
+ 財産分与		経済的利益の15%を加算
+ 慰謝料		経済的利益の15%を加算
+ 養育費		相手方が提示した金額から増減した金額の2年分を経済的利益とし、その10%を加算
調停から訴訟に移行	110,000円(追加)	
その他付随事件の申立て	事案に応じて別途お見積りします。	

日当の目安

山口地方裁判所下関支部	無料	交通費別
山口地方裁判所宇部支部	22,000円	
山口地方裁判所本庁	33,000円	
広島高等裁判所	55,000円	
福岡地方裁判所小倉支部	22,000円	
その他	協議により決めます。	

調停期日

調停期日 4回まで	日当はいただきません。	
調停期日 5回目以降	1回あたり	33,000円



KATAYAMA LAW OFFICE

片山法律事務所

完全予約制

TEL:083-249-6505

営業時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00